

屋外広告物パトロールを実施しました!!

屋外広告物の適正化を推進するため、国交省において毎年**9月1日から9月10日まで**を「**屋外広告物適正化旬間**」に設定し、屋外広告物法及び条例の普及啓発や違反屋外広告物に対する意識啓発等の取組を全国的に実施しています。

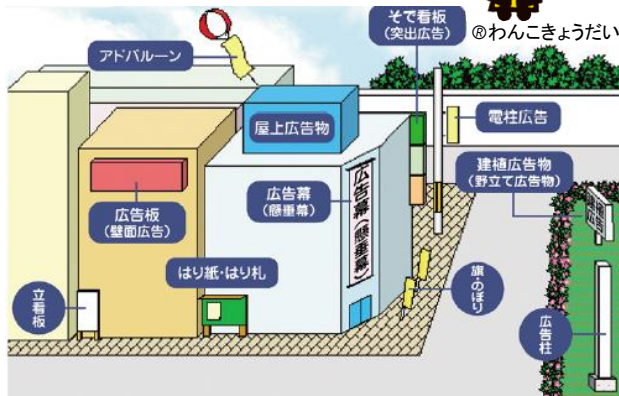
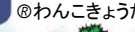
■屋外広告物とは…

次の4つの条件を満たすものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して、
- ② 屋外で、
- ③ 公衆（不特定多数の人）に、
- ④ 看板、立看板、はり紙や広告板、建物そ
の他の工作物等に、

⇒ 表示等されたもの。(右の図のようなもの)

よく目にするものだね！



屋外広告物を表示等する場合には、**許可**が必要です！！（一部除外あり）
また、屋外広告物を表示等する物件を**設置する者**又は**管理する者**は屋外広告物の**管理義務**が生じるとともに、**点検**を行う必要があります！！（一部除外あり）

■岩手県の実績結果

屋外広告物適正化旬間に合わせ、屋外広告物の許可審査事務を行っている14の公所において、違反屋外広告物の一斉パトロールを行ったほか、違反屋外広告物の是正指導など屋外広告物の適正化を推進する取組を実施しました。

パトロールで把握した 違反屋外広告物の件数	174件
--------------------------	------

パトロールで把握した違反屋外広告物（許可申請をせずに表示・掲出している広告物）については、今後指導し是正を図っていきます。



④わんこきょうだい

9月10日は
屋外広告物の日

昭和48年9月10日に「屋外広告業」が明確に定義づけされた「屋外広告物法」の一部改正案が国会で成立。

日本屋外広告業団体連合会では、これを業界として歓迎し、昭和49年に9月10日を「屋外広告物の日」に制定しました。

屋外広告物の日に合わせ、平成22年から9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」に設定し取り組んでいます。

／＼希望郷いわて景観フォトコンテスト2025開催中／＼

本フォトコンテストには、“屋外広告物部門”があります！！
 身近にある**お気に入りの“屋外広告物”**の写真を応募してみませんか？
豪華景品がもらえるかも！？

HPはこちらをチェック⇒

